

令和5年度第2回仙台市男女共同参画推進審議会 議事録

日 時 令和5年11月20日(月) 14:00～15:35
会 場 仙台市役所本庁舎 第五委員会室
出席委員 今野純太郎委員、四釜喜愛委員、柴田美千代委員、高浦康有委員、田中真美委員、千葉修平委員、富塚リエ委員、光安理絵委員、村山くみ委員、柳生博之委員、若生彩委員
欠席委員 門脇佐知委員、大和一美委員
事務局 市民局長、市民局次長兼市民活躍推進部長、男女共同参画課長、男女共同参画課主幹、男女共同参画課企画推進係長、男女共同参画課担当者
傍 聴 一般傍聴1名

次 第

【開会前】

- (1) 委嘱状交付
- (2) 委員自己紹介
- (3) 局長挨拶
- (4) 会長・副会長選出
- (5) 会長・副会長挨拶

1 開会

2 報告事項

「男女共同参画せんだいプラン2021」について

3 議題

- ① 次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の一部改定に伴う、「男女共同参画せんだいプラン2021」目標値の変更について
- ② パートナリシップ宣誓制度等に関する導入都市の状況について

4 閉会

【開会前】

(1) 委嘱状交付

- ・出席委員 11 名に対し、机上にて委嘱状が交付された。

(2) 委員自己紹介

- ・今野委員から名簿順に自己紹介

(3) 局長挨拶

- ・本市では平成 15 年に仙台市男女共同参画推進条例を施行し、翌 16 年には「男女共同参画せんだいプラン」を策定した。
- ・現在のプランは第 5 次計画にあたるが、条例に掲げる「男女平等のまち・仙台」の実現に向け、市民の皆様とともに取り組んできたところである。
- ・令和 3 年 3 月に策定した現在のプランでは、企業や地域などあらゆる分野での女性の力の発揮や、DV や性暴力の根絶などに加え、男性も男女共同参画の主体であるとの視点を明確化し、基本目標の一つとして掲げている。
- ・男女共同参画は、誰もが暮らしやすく、活力にあふれる社会の実現に向けた基礎をなす重要な視点である。女性を取り巻く諸課題の顕在化や、性の多様性をめぐる情勢など、時代や環境の変化も的確に捉えながら、来年度中の導入を目指しているパートナーシップ宣誓制度を含め、各施策にしっかりと取り組んでいかなければならないと考えている。

(4) 会長・副会長選出

- ・委員の互選により、田中真美委員が会長、高浦康有委員が副会長に選出された。

(5) 会長・副会長挨拶

【田中会長】

- ・東北大学もずっと男女共同参画をやってきたが、今年の 4 月に「性の多様性に関するガイドライン」というものを発出することになった。世の中の流れを感じているところである。今回の仙台市のパートナーシップ宣誓制度の議論が審議会でも入ってくるということで、本当に性の多様性に関する理解が深まってきているなど感じている。この議論を皆さんの意見を聞きながら進めていけたらと思っている。

【高浦副会長】

- ・パートナーシップ宣誓制度もそうだが、性の多様性、またコロナ禍で女性の生きづらさ、経済的困難にあえいでいらっしゃる方をどう支援していくのか、いろいろと課題、男女共同参画推進の課題もあろうかと思う。次のせんだいプランをご議論させていただく機会を楽しみにしている。

1 開会

○企画推進係長

- ・委員 13 名中、本日は 11 名が出席。

[仙台市・出席者紹介]

○企画推進係長

- ・仙台市男女共同参画推進審議会規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、会長が議長となる。以降の進行は田中会長にお願いしたい。

(1) 会議の運営等について

○田中会長

- ・会議の運営等について改めて確認をする。

○男女共同参画課長

- ・資料 1 及び資料 1 別紙に基づいて説明。

○田中会長

- ・会議の運営について改めて確認するとともに、傍聴のルールは資料 1 別紙のとおり定めることとして良いか。

(異議なし)

(2) 会議の公開等について

○田中会長

- ・本日の審議会において、非公開とすべき案件はあるか。

(非公開案件なし・事務局)

- ・それでは本日の審議会は公開ということで良いか。

(異議なし)

(3) 議事録署名人の指定について

○田中会長

- ・議事録署名人については、出席者の中から五十音順で 2 名を指名したい。今回は、今野純太郎委員と四釜喜愛委員にお願いしたい。

(今野委員、四釜委員 了承)

2 報告事項

(1) 「男女共同参画せんだいプラン 2021」について

○男女共同参画課長

- ・資料2及び資料3に基づき説明

[意見・質疑応答等]

○高浦副会長

- ・P.12 成果目標「子育て情報に関するアプリ利用登録件数」の目標値についてだが、令和4年度末の実績に比べ、令和7年度の目標値が3,000件と減少している。これはこれ以上新規登録が伸びないであろうということでの目標設定なのか。

○男女共同参画課長

- ・目標については、今年度新たに設定したものではなく、このプランを新たに策定する段階、令和3年度からのプランのため令和2年度中に設定したものであるため、令和元年度中の実績を基に設定したものになる。そのため既に目標は達成している状況にはなっているが、引き続き周知・利用登録の促進ということは続けていくということである。

○高浦副会長

- ・目標値については、進捗具合を見ながらブラッシュアップしていくプロセスがこのプランにはないので、いったんクリアしたから引き続き注視していくということになるのか。

○男女共同参画課長

- ・その通りである。令和8年度からの次期プラン策定の際にも、これまでの経過を見ながら、新たな目標を設定するということに入っていくので、次期プランへの反映という形で、数値目標をどうするかや別の指標にするかといったご議論が出てくるものと思う。

○田中会長

- ・実績を公表するということだが、どのように広報しているのか。

○男女共同参画課長

- ・毎年度、本審議会に報告させていただいた後に、市のホームページで公表している。

○光安委員

- ・P.9 成果目標の「女性委員がいない市の審議会等の数」についてだが、昨年度末の実績値で2ということになっている。外部団体の推薦等で、必ずしも市の要望通りにならないこともあるかと思うが、差し支えなければどのような審議会なのか、その理由についてお願いしたい。

○男女共同参画課長

- ・分野によって女性委員の登用が進まないといったところも状況としてある。男女共同参画課としては、それぞれの審議会の所管部署から事前協議を受けながら、アドバイスを行うなどの取組を実施している。
- ・女性委員のいない審議会については、医療分野の審議会となっており、検診関係や公務災害の審査会でゼロという状態になっている。

○田中会長

- ・審議会の女性委員の割合について40%を達成するということが、でこぼこがあっても平均して40%にはなるようにしていきたいということか。

○男女共同参画課長

- ・その通りである。対象となる審議会等が140程度あるが、目標の4割を達成している審議会というのが、約6割であり、それ以外の審議会が目標達成に至っていないという状況にある。
- ・分野によって登用が進まない分野もあるが、本市としては全体で見たときに4割を女性ということで推進しているところである。

○田中会長

- ・工学部もなかなか女性が増えないが、やはり女性の視点も大事だというような話にもなっているので、是非少ない分野もなるべく増えていくように努力していただきたい。

○四釜委員

- ・P.12 成果目標「保育施設等の利用定員数」と「認定こども園の目標設置数」というところだが、利用定員数が計画策定時と目標値で2,200弱の差がある。対して、認定こども園の目標設置数は60程度の増加である。計算すると、1施設当たり約35人の定員ということになるが、定員で35人という小さい数字をあまり見たことがない。小さい認定保育園を設置していきたいという計画だったのか。

○男女共同参画課長

- ・他部局にて実施している事業のため、確認のうえ、後程お伝えしたい。

3 議題

(1) 次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の一部改定に伴う、「男女共同参画せんだいプラン2021」目標値の変更について

- 男女共同参画課長
 - ・資料4に基づき説明

[意見・質疑応答等]

- 柳生委員
 - ・教育局の目標値は50%ということで、目標値としてはこれでよいと思うが、実際に男性の先生が50%以上育休を取得するというになると、現状では現場は大混乱することになるかと思う。代替教員をしっかりと配置していただく必要があると思う。
- 市民局長
 - ・担当部局である教育局の方へしっかり伝えさせていただく。
- 田中会長
 - ・今後は修正した目標値の達成に向けて取組を推進していただきたい。

(2) パートナーシップ宣誓制度等に関する導入都市の状況について

- 男女共同参画課長
 - ・資料5～資料7に基づき説明
- 田中会長
 - ・事務局からの説明にもあったが、この審議会での議論に加え、様々な方の意見を聞きながら仙台市として制度内容を固めていくということであった。委員の皆様の中でも様々なご意見があるかと思う。
 - ・この審議会としては、必ずしも一つの結論を出すことを目的とせず、委員の皆様からの多様なご意見やご提案を市にお伝えすることが望ましいと考えている。
 - ・制度は来年度中の導入を目指しているということで、審議会の開催回数も限られているので、いずれは事務局からスケジュールを示してもらわなくてはならないが、今日は初めての審議会のため、まずは皆さまのお考えを色々とお聴きしていきたいと思っている。

[意見・質疑応答等]

- 高浦副会長
 - ・資料7を見ると、パートナーシップ宣誓制度については、様々なオプションがあると感じる。一つは事実婚を含むかどうかが大きなたピックとなると思う。事実婚の方々は、住民票での未届の妻といった記載がなされたり、公営住宅の方でも対象になっていたりするということもある。

- ・個人的な考えとして、まずは、性的マイノリティの方の暮らしやすさにつなげていこうという趣旨もあるため、あまりその趣旨がぼやけない方が大事ではないかと思っている。一方または双方の方が性的マイノリティという限定の仕方をしておいて、必ずしも異性のカップルを排除するものではないというところを明示しておいて、一般的な事実婚は含めずに、性的マイノリティの方の支援につながるような制度にすべきではないかと思う。

○田中会長

- ・対象がぼやけない方が良いのではなかという意見だった。その他には。

○千葉委員

- ・資料7の制度対象については、各自治体で意見が分かれていると感じている。各自治体でどのような議論が行われたのか共有していただきたいと思う。
- ・メリットやデメリット、市民から見て賛成・反対・不安等、そういったものを共有いただければ。各自治体において共通の部分を示していただくと良いかと思う。

○男女共同参画課長

- ・詳細の経過を含めた資料がないので、次回以降、共有できるようにしたい。いくつかの都市に絞り、お示しできればと思う。

○四釜委員

- ・根拠名称の要綱と規則というのはどのような違いなのか。
- ・今までの話では「パートナーシップ宣誓制度」ということだったが、要綱の名称にはどこにも制度という言葉がない。何か仙台市独自の制度になる様なものなのか。それとも他の政令市と同じように要綱や規則に乗っかるものなのか教えて欲しい。

○男女共同参画課長

- ・要綱は、事務事業の手順等の手続きを定めるときに内部で策定するものである。規則は、地方自治法上で定められている仕組みの中のものである。条例や規則は地方自治法上で定められているものである。
- ・パートナーシップ宣誓制度については、当方でも要綱を定める際には、仮称だが、「パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」といったような形で作成をする予定ではある。ここでは、仮称としてこのように称しているというものである。

○市民局次長兼市民活躍推進部長

- ・規則と要綱については、わかりづらいものではあるが、非常に端的に言ってしまうと、市民に権利や義務を課すようなものについては、条例で定めなければならないことになっている。その条例の細かい部分については規則で規定するというパターンが非常に多い。
- ・一方要綱については、条例がなくても定めることができ、市内部の手続き等については、内規という形で定めて運用するということもあり、市民の権利などを制限するものではないものについては非常に多く要綱で定められているところである。
- ・パートナーシップ宣誓制度については、市営住宅の手続きなど、市のサービスの対象を広げるということも大きな目的の一つでもあるため、権利の制限や義務を課す性質のものではないことから、多くの自治体が要綱で定めていると捉えている。

○光安委員

- ・仙台市において制度の検討に入るということで、弁護士会としても歓迎したい。
- ・感想になるが、「男女共同参画推進せんだいフォーラム 2023」の中でも、当事者団体の代表の方が、最初はシンプルなものでも良いので早期に実現してほしいという声もあった。
- ・今要綱が良いと決めつけるわけではないが、もし要綱という形で導入すれば、その後の見直しというところも柔軟にできるのではないかと思う。
- ・同性カップルの方にとっては、今はマイナスであって、本来同性婚が法制化となってやっとスタートラインであり、パートナーシップ宣誓制度などはその手前なのだというような意見もある。
- ・仙台弁護士会では2021年2月に「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現とパートナーシップ認証制度の創設を求める決議」を採択しており、この中では、同性同士の婚姻を認め、関連する法整備を行っていただきたいと政府や国会に対して申し入れを行っている。
- ・ここから先は制度の構築というよりも意見になってしまうが、パートナーシップ宣誓制度は、ある意味不利益や不都合を解消する側面も大きいものだと思う。では果たして、生物学上の男女が結婚しようと思う時に、何か不利益や不都合を回避するために法律婚を選択するのではなく、互いを対等な人格として結びつきたい、そしてそれを公的に認証してほしいという思いから結婚しようということに至るものである。
- ・先ほどの決議の草案を作成する際に、ご意見などをお伺いする中で、なぜ当たり前の、素朴な、この人と結婚したい、そしてそれを公的に認証してほしいということが、なぜ生物学上の男女ではあり得て、同性カップルではそうではないのかという声もあった。この声には私自身はっとさせられる部分があり、根本的な部分ではそういったところを大事にしていきたいということが私のスタンスである。
- ・しかしながら、具体的にどう不利益や不都合を解消していくのかというのが現実的には大事なところで、ぜひ皆様のご意見も伺いながらと思っている。
- ・私も迷っているところだが、事実婚を対象とするかというところで、制度の趣旨がまずは同性カップルなどの不利益などを解消していくものだということにしていくと、事実婚を含めるとぼやけるのではないかというのも一つの意見としてはあると思う。実際そういった観点から、事実婚を対象としていない自治体は多いかと思う。
- ・他方で、本審議会は男女共同参画推進審議会であり、少なくともLGBTや性的マイノリティを銘打っている審議会ではないが、今回このテーマについて取り組もうとしているものである。
- ・事実婚を対象とするか否かは考え方の問題もあるが、例えば、選択的夫婦別姓制度が様々な意見がある中で実現されない状況もあり、そこを補完するという側面もあるのではないか。男女共同参画という観点からすれば、事実婚を対象とすることで、生物学上別性の方々の不利益を解消するという考え方もあるのではないか。

○柴田委員

- ・自治体によって異なっているが、登録する際に登録料がかかる自治体があると聞いたが、仙台市は登録料などを想定しているのか。

○男女共同参画課長

- ・他都市の状況で把握している範囲では、この申請をするために申請料がかかるといった自治体は把握をしていないが、申請のために必要となる書類の準備にかかる費用が発生していることはあり得る。例えば、戸籍を取る際など、取得のための手数料がかかる場合はあり得ることかと思う。

○柴田委員

- ・この制度登録に関して、保証人などは必要か。

○男女共同参画課長

- ・把握している範囲で申し上げる。お二人の宣誓であることを求めているケースが多く、別に保証人を立てるといった形での申請の形式をとっているところは把握していない。
- ・先ほどの費用の点で、別の観点から補足させていただくと、公正証書を作成するということを求めている自治体もあり、その点で、公正証書作成にあたって費用が発生するということもある。具体的には渋谷区が当てはまる。

○若生委員

- ・渋谷区は補助金も出していたかと思う。

○柴田委員

- ・登録するにあたり、必要書類はどういったものになるのか。

○男女共同参画課長

- ・戸籍謄本や住民票の取得で費用が発生することがあり得る。添付書類は自治体により異なるが、双方が独身であるという書類を求めていることもある。その他にパートナーシップの宣誓書ということで、二人の署名が入った所定の様式の提出を求めることが多い。また、氏名や生年月日、本人だということを確認できる書類としてマイナンバーカードなどの写しなどを求めている場合もある。

○千葉委員

- ・制度の対象年齢は、一般の結婚の年齢に準ずるものになるのか。また、関係を解消する際は何か手続きなどが必要なのか。

○男女共同参画課長

- ・対象年齢については、成人であることを要件としていることが多い。
- ・他の自治体では、解消時に提出いただく様式を定めたうえで、該当書類を提出いただき、発行したパートナーシップ証明カードなどを返却してもらう手続きを取っているところが多い。返納の際の様式については、お二人の署名が入っている形で作成しているところも多いかと思われる。

○千葉委員

- ・離婚歴等のように、解消歴みたいな形で履歴も役所に残るのか。

○男女共同参画課長

- ・書類をどう保管していくのかについては、今後検討が必要である。宣誓した書類や、解消したカップルの書類を何年保存しておくのか、今後検討していく。

○村山委員

- ・先ほど委員の皆様の方から、対象として性的マイノリティのみなのか、事実婚を含むのかというところがあった。可能であれば、今資料として挙げられているところの宣誓件数の内訳というところが得られると検討しやすいのではないかと思った。

○男女共同参画課長

- ・各自治体のホームページで公表しているものには、事実婚かどうか、ファミリーシップなのかどうかの内訳が示されていない。自治体に確認したいが、すべての自治体について把握はできない可能性がある。次回以降、何らかお示しできればと思う。

○今野委員

- ・現場で直接支援に関わっているが、性的マイノリティの方々が社会で生きるときに大きな壁になる部分が、就労や家を探すといった実際に生活の基盤を作っていく場面である。
- ・そういった意味で、資料5のリーフレットを企業や学校に配布しているというところで、素晴らしいなと思って拝見していた。
- ・こういった部分の企業や学校からの反応、こういった場面で活用しているといったことが分かると次のステップに進みやすいのではと思った。
- ・他の自治体ではウェブサイトやマニュアルなどを公開している場合もある。色々な形で社会における周知というものは進めていると思うので、そういったところも含めて今後議論が必要かなと思っている。

○柳生委員

- ・小学校の現場では、もともと5年生には人権教育の資料を4月に配布している。その中では、特に性的マイノリティに注目して作成されているわけではなく、その部分は中学校の方の人権教育資料に掲載されている。
- ・小学校高学年では、学級活動の中で、性的マイノリティの話が出ることもあると聞いている。
- ・中学校の制服（奨励服）について、昔は女子の制服についてはスカートのみで選べないということがあったが、現在は多くの仙台市立中学校でスラックスの選択が可能となっている。実際、朝校門であいさつをしているとスカートの子もスラックスの子もおり、少しずつかもしれないが自然な形になってきている。

○若生委員

- ・先日社会学級の方でLGBTQやSOGIについて学んだが、やはり社会の中で、現状はカミングアウトがしづらい状況にある方が多いようにお聞きした。そういった中で、All y（アライ）として応援できるように理解を深めて学んでいくことが大事だなという風を感じた。
- ・資料7の中でファミリーシップのあり・なしという項目があったが、この部分で、社会学級では子どもがいる方も多ことから、子どもたちの人権というところが、結婚制度とは違う中で、どのように守られていくのかを教えていただきたい。

○富塚委員

- ・制度が導入されたときには、職場や地域の中で、宣誓をした方々が自信をもって公表できるような社会になっていることが重要だと思う。これは今後の課題だが、それも含めて考えながら制度を作っていく必要があると思った。
- ・資料7の中に居住要件という項目があるが、市が制度を導入する以上、市内に居住していることが要件になるのは必然かと思うが、ここが一番不安定な要件になると感じている。仕事の関係で転出するといったことは、しばしばあることであるが、この部分は他の自治体はどうしているのか。

○男女共同参画課長

- ・ファミリーシップに関しての子どもの人権という部分については、把握している自治体の中では、15歳になった際に子どもの意思の確認が取れば、ファミリーシップ宣誓からの削除を申し出ることができるという規定を設けているところもあり、そのあたりは子どもの人権にも配慮した取扱いにもなっている部分かと思っている。
- ・居住要件については、パートナーシップ宣誓制度は各自治体の制度になっているため、転居して他の自治体に移った場合は、転居先の自治体で宣誓をし直すという手続きを取っておられると思われ、このあたりが一自治体の制度の限界かと思っている。しかしながら、近隣の市町村などで連携しているケースなどもあり、その際には申請手続きの一部が簡略化されたりという形で、手続き面での簡素化という取組をしているケースもある。
- ・導入されてからのことにはなるが、制度を導入して終わりということではなく、制度の導入を進めるのと同時に、地域や職場での理解を進めていただくための取組ということも重要である。制度の導入と理解促進の取組ということは両輪で進めていく必要があると考えている。

○高浦副会長

- ・理解促進というところで、河北新報社の記事にもあったが、弘前市でフレンドリー企業の登録制度も始まった。渋谷区でもレインボー宣言制度といった取組も行われている。広く事業者の協力を得ていくといったことも必要ではないかと思う。
- ・例えばパートナーシップ宣誓の証明を使って、銀行のローンを共同名義で組みやすくなったり、保険会社で保険の家族指定が受けやすくなる、あるいは賃貸の入居要件の緩和など、広く民間事業者の協力を仰ぐような形で、進んだ取組をしている企業には表彰制度を設けるなど、幅広い取組を全市的に進めていただきたい。

○田中会長

- ・政令市最後ということで非常に調べがいはあるかなと思っている。そこが逆に仙台市の強みになるのではないかと思う。
- ・次回以降がより具体的な議論となるが、忌憚ない意見を出していただきながら、委員同士の活発な意見交換ができればと考えている。
- ・方向性を固める時期を見定めながら議論することが必要なため、制度導入に向けたスケジュールを事務局から示していただきながら、今後の審議会の持ち方についても調整していきたい。
- ・資料等も何かあれば事務局までお寄せいただければと思う。

4 閉会

○企画推進係長

- ・閉会にあたり、以下の点をご案内申し上げます。
 - ① 議事録について、本日の議事録原案を事務局で作成し、議事録署名人に署名をいただいた後、市政情報センター及び仙台市ホームページで公開する。
 - ② 次回の審議会開催については、来年1月下旬～2月頃の開催を予定している。
- ・本日の審議会はこれにて終了とさせていただきます。